

新型コロナウイルス緊急支援対策

松山の暮らしを守る…市民生活の主な支援

市民の皆さんの負担を軽減し、安心して暮らせるよう、市ではさまざまな支援制度を創設しており、その主なものをご紹介します。ぜひ、ご活用ください。(5月15日現在)

| 分野 | 対象者 | 制度 | 制度概要 | 問い合わせ |
|-----------------|---------------------------|--|---|---|
| 給付 | 市民の皆さん | 特別定額給付金(郵送申請) | 金額＝1人当たり10万円 対象＝基準日(4月27日)に、本市の住民基本台帳に記録されている人 申請期限＝8月18日(火)(消印有効) | 特別定額給付金コールセンター ☎909-4866 |
| | | 特別定額給付金(オンライン申請) | | |
| | 子育て世帯の人 | 子育て世帯への臨時特別給付金 | 金額＝児童1人当たり1万円(1回限り) ※令和2年3月の中学校卒業者含む 対象＝令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)を受給している人 | 子育て支援課 子育て世帯への臨時特別給付金担当 ☎948-6083・☎934-1814 |
| | | 市独自 ひとり親家庭等子育て応援金給付事業 | 金額＝1世帯当たり5万円 対象＝令和2年4月分の児童扶養手当を受給される人 | 子育て支援課 ☎948-6845・☎934-1814 |
| 国民健康保険の被保険者 | 傷病手当金 | 対象＝国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症で、労務に服することができない給与所得者(一定の要件を満たした場合に限る) | 国保・年金課 ☎948-6351・☎934-2631 | |
| 融資・貸付 | 離職により生活資金にお悩みの人 | 離職者緊急生活資金 | 金額＝離職者1人当たり100万円 融資期間＝5年以内(6カ月以内の据置き可) | 県政務雇用課 ☎912-2500・☎912-2508 |
| | 休業や失業で生活資金にお悩みの人 | 緊急小口資金 | 金額＝10万円(特例の場合は20万円) 据置期間＝1年以内 償還期限＝2年以内(無利子) | 市社会福祉協議会 ☎933-6070 |
| 総合支援資金 | | 金額＝月15万円以内(単身)、月20万円以内(複数) 貸付期間＝原則3カ月以内 据置期間＝1年以内 償還期限＝10年以内(無利子) | | |
| 猶予・相談 | 市税の納付が難しい人 | 納税の猶予 | 法令の要件を満たす人は、申請すると原則1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。 | 納税課 ☎948-6268・6277 ☎934-1802 |
| | 国民年金保険料の納付が難しい人 | 国民年金保険料の免除・納付の猶予 | 収入が大幅に減少したなど、一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合、申請で保険料の免除や納付の猶予が適用される場合があります。 | 国保・年金課 ☎948-6356・☎934-2631 |
| | 保険料の納付が難しい人 | 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免・納付の猶予 | 収入が大幅に減少したなど、一時的に国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、申請で保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。 | 国保・年金課 ☎948-6365・☎934-2631 介護保険課 ☎948-6919・☎934-0815 高齢福祉課 ☎948-6406・☎934-1763 |
| | 水道料金・下水道使用料などの支払いが難しい人 | 水道料金・下水道使用料の支払いの相談 | 収入が大幅に減少したなど、一時的に支払いが困難な場合、支払い方法を相談できます。 | ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311・☎913-1332 |
| | 井戸水などの使用者で下水道使用料の支払いが難しい人 | 下水道使用料の支払いの相談 | 収入が大幅に減少したなど、一時的に支払いが困難な場合、支払い方法を相談できます。 | 下水道サービス課 ☎948-6530・☎934-1981 |
| | 子どもについてお悩みの人 | 子ども総合相談 | 0～18歳までの子育てや妊娠・出産・学校などに関する悩みなどの相談窓口。まずは、子ども総合相談センター事務所にお問い合わせください。 | 子ども総合相談センター事務所 ☎943-3200・☎943-3070 教育支援センター事務所 ☎943-3205・☎947-7911 |
| 住居 | 住居を喪失またはそのおそれのある人 | 住居確保給付金支給事業の対象拡大 | 金額＝家賃相当額の一部または全額 対象＝離職などで住居を失った人または失うおそれのある人 | 福祉・子育て相談窓口(自立相談支援窓口) ☎948-6875・☎943-6688 |
| | 住宅から退去を求められている人 | 一時的な市営住宅の提供 | 解雇などで住宅から退去を求められる人に、一時的に市営住宅を提供。 | 住宅課 ☎948-6498・☎934-1807 |
| 就職 | 感染症の影響で失業し、求職中の人 | 市独自 職業訓練奨励金受給資格の年齢拡大 | 金額＝訓練を受けた日数に応じて日額3,930円を月ごとに支給 対象＝雇用保険法による失業等給付の受給資格がない45歳未満の人 ※その他にも条件があります | 地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844 |
| 新型コロナウイルス感染症の相談 | 感染症の疑い例に該当する人 | 医療機関への受診調整 | 対象＝息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)や高熱などの強い症状がある人または発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている人 ※高齢者や基礎疾患などがある人は、比較的軽い風邪の症状がある場合にご相談ください | 帰国者・接触者相談センター ☎909-3483 |
| | 感染症に関する一般的な質問や相談がある人 | 県と市が連携 24時間対応のコールセンター | 対象＝新型コロナウイルス感染症に関する一般的な質問や相談がある人 | 一般電話相談(県市共通) ☎909-3468 |

松山のしごとを守る…事業者向けの主な支援

| 分野 | 対象者 | 制度 | 制度概要 | 問い合わせ |
|----|----------------------|---|---|--|
| 給付 | 売り上げが半減した | 持続化給付金 | 令和2年1～12月で1カ月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している場合 限度額＝200万円(中小企業)、100万円(個人事業者) | 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 |
| | 店舗家賃などの固定費の負担で困っている | 市独自 個人事業主等支援給付金 | 対象＝①②のいずれにも該当する人 ①国の持続化給付金の支給を受けた市内の個人事業主など ②市内に賃貸借契約で店舗などを構えている人 補助額＝1者20万円以内(持続化給付金の額が50万円以上→20万円、持続化給付金の額が50万円未満→10万円) ただし、店舗などが住宅兼店舗の場合はそれぞれの2分の1 | 地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844 |
| 融資 | 売り上げが減少したので融資を受けたい | 市独自 中小企業振興資金(コロナ対策緊急支援) | 令和2年2～3月または直近2カ月の売り上げが前年同月比10%以上減少 融資限度額＝500万円 利子・信用保証料とも全額市が負担 | 【申し込み】伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫の市内・近郊の各店舗 【制度について】地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844 |
| | | 市独自 中小企業経営安定化資金(コロナ対策緊急支援) | セーフティネット保証1～8号の認定を受けていること。令和2年2～3月または直近2カ月の売り上げが前年同月比10%以上減少 融資限度額＝1,000万円 利子・信用保証料とも全額市が負担 | 地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844 |
| | 市独自 個人事業主等支援資金貸付 | 市内に事務所などがある個人事業主など。売り上げ10%以上減少 限度額＝100万円無利子・無担保 | 地域経済課 ☎948-6783・☎934-1844 | |
| | 県と市が連携 愛媛県感染症対策資金 | 売り上げ5%以上減少 融資限度額＝5,000万円 信用保証料の負担なし 利子を県と市で全額負担 | 県経営支援課 ☎912-2480・☎912-2479 | |
| | 信用保証(セーフティネット) | 【4号】売り上げ20%以上減少…100%保証 【5号】売り上げ5%以上減少…80%保証(実質無利子になる場合あり) | 県信用保証協会 ☎931-2114・☎931-1026 | |
| | 信用保証(危機関連) | 売り上げ15%以上減少…100%保証 | | |

| 分野 | 対象者 | 制度 | 制度概要 | 問い合わせ |
|---------|-----------------------------------|------------------------|---|---|
| 猶予 | 税金などの納付猶予を受けたい | 税金などの納付の猶予 | 納付が困難な場合、国税・地方税などの納付を猶予 | 納税課 ☎948-6268・☎934-1802 高松国税局 ☎087-806-0040 |
| 相談 | 資金繰りや雇用などの相談をしたい | 専門家の相談窓口 | ●未・来Jobまつやま(松山銀天街GET! 4階) 毎週火・木・土曜日13～18時に企業診断士、社会保険労務士による無料個別相談会(予約優先) ●地域経済課(市役所本館8階) 毎週月・金曜日13～16時に社会保険労務士による無料相談(予約制) | 未・来Jobまつやま ☎948-8035・☎948-8036 地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844 |
| | 農林水産物の生産や流通に関する相談をしたい | 農林水産業に関する電話相談 | 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている、農林水産物の生産・流通に関わる人からの電話相談 ●農林水産業全般＝農水振興課 ●生産に関すること＝農業指導センター ●流通(青果・花き)＝市中央市場 ●流通(水産)＝市水産市場 | 農水振興課 ☎948-6492・☎934-1808 農業指導センター ☎976-1199・☎970-3915 市中央市場 ☎924-2311・☎925-9944 市水産市場 ☎951-2311・☎951-4888 |
| 事業継続の支援 | テークアウトなどを始めたい | 市独自 飲食店テイクアウト等支援補助金 | 対象＝市内で飲食店を営む個人事業主、中小企業など 対象経費＝テークアウトなどの新規サービス開始経費 補助率＝対象経費の10分の8以内 限度額＝20万円 ※えひめ版協力金(新ビジネス展開)を受けている場合は、額の変動あり | 地域経済課 ☎948-6710・6548 ☎934-1844 |
| | テレワークを導入したい | 市独自 テレワーク等導入支援金 | 対象＝市内に事業所がある中小企業など 対象経費＝テレワークなどの導入経費 補助率＝対象経費の2分の1以内 限度額＝50万円 ※国の助成金の上乘せ補助 | |
| | 新たなビジネスを展開したい テレワークの推進を支援したいなど | えひめ版協力金 | 対象・限度額＝ ●飲食店、地元スーパー、小売店(全国チェーン除く)、宿泊施設＝3～20万円 ●商店街＝10万円 ●新ビジネスを展開する事業所＝20万円 対象事業＝3密回避のための取り組み、テレワークの推進を支援する取り組み、ネットを活用した新ビジネスなど | 県新型コロナウイルス感染症対策企業電話窓口 ☎909-3842 |
| | 感染拡大を防止したい | 市独自 商店街等感染防止策支援 | 消毒用品購入など感染防止策に取り組み商店街などに対する補助 限度額＝90万円 対象経費の10分の9以内 | 地域経済課 ☎948-6710・6548 ☎934-1844 |
| 休業補償 | 従業員を休業させた | 県と市が連携 雇用調整助成金 | 限度額(休業手当など)＝1人当たり1日8,330円 助成率＝解雇あり…90% 解雇なし…100% ※解雇なしの場合は、県と市の連携で企業負担ゼロ | 愛媛労働局職業対策課分室(助成金センター) ☎987-6370 地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844 |
| | | 市独自 雇用調整助成金の申請代行補助 | 雇用調整助成金の申請代行にかかる社会保険労務士の費用を補助し、手続きを迅速化 限度額＝10万円(1回限り) | 地域経済課 ☎948-6550・☎934-1844 |

特別定額給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、家計への支援として、一律に、1人当たり10万円を給付します。

給付対象者 令和2年4月27日に本市の住民基本台帳に記録されている人

受給権者 住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人当たり10万円

申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則オンラインと郵送での申請

☎ 特別定額給付金室 〒790-0003三番町六丁目6-1 ☎909-4866、
総務省コールセンター(特別定額給付金の制度概要について) ☎0120-260020(毎日9時～18時30分)



■オンライン申請

マイナンバーカードを持っている世帯主は、国の専用ホームページ「マイナポータル」から申請できます。

■郵送申請

住民票の世帯全員分の氏名をあらかじめ印字した申請書を、世帯主宛てに送っています。必要事項を記入し、口座番号が確認できる書類と、世帯主の運転免許証など本人確認書類の写しを同封して返送してください。申請書が届いていない場合はお問い合わせください。

申請期限 8月18日(火)まで(郵送申請は消印有効)。順次、申請口座に振り込み

納税が困難な人へ～徴収猶予の「特例制度」～

新型コロナウイルスの影響で収入が急減している状況から、固定資産税や市県民税などの市税の納付を無担保かつ延滞金なしで1年間猶予できる特例制度ができました。

| | |
|---------|--|
| 対象者 | 以下①②の両方を満たす個人・法人 ①新型コロナウイルスの影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)に、事業などに係る収入が前年同時期に比べておおむね20%以上減少している ②対象となる市税を一時に納付することが困難である |
| 対象となる市税 | 令和2年2月1日(出)から令和3年1月31日(日)までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、固定資産税など(対象期間内の市税であれば既に納期限が過ぎている未納分も、さかのぼって猶予を受けることができます) |
| 申請手続き | 【申請期限】令和2年6月30日(火)または対象となる市税の納期限のいずれか遅い日 【提出書類】①申請書 ②収支状況の分かる書類 ※状況に応じて、その他の書類が必要場合がありますので、必ず事前に納税課にお問い合わせください ※e-TAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申請も可能です 【申請先】市役所本館2階 納税課(郵送可) |

☎ 納税課 ☎948-6268・6277・☎934-1802



子育て世帯への臨時特別給付金について

子育て世帯の生活を支援するために児童手当(特例給付を除く)を授給する世帯に、臨時特別給付金を支給します。対象者は5月下旬に案内を送付しています。

※特例給付とは、児童1人当たりの月額が5,000円の人

対象児童 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童(令和2年3月まで中学生だった児童も対象)

支給対象者 対象児童を養育している、令和2年4月分(3月分<平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた児童を含む)の児童手当受給者

給付額 対象児童1人につき1万円

支給日 6月19日(金)(公務員を除く)

申請方法 原則不要。公務員は、申請が必要。別途勤務先からお知らせします。

☎ 子育て支援課 子育て世帯への臨時特別給付金担当
☎948-6083・☎934-1814

